

平成 29 年 1 月 名古屋港審議会専門部会会議録

- 1 開催日時 平成 29 年 1 月 24 日（火） 午前 9 時 27 分～午前 10 時 56 分
- 2 開催場所 アイリス愛知 2 階 コスモスの間
- 3 出席者氏名 (50 音順、敬称略)

部会長 黒田達朗 (名古屋大学大学院環境学研究科教授)
奥村悠二 (名古屋港管理組合議会議長)
小和田 亮 (港湾空港技術振興会会長)
黒田昌義 (名古屋市住宅都市局長)
後藤正三 (名古屋港運協会会長)
白石好孝 (東海倉庫協会会長)
杉本 恒 (全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長)
田中里佳 (名古屋港管理組合議会副議長)
塚原浩一 (中部地方整備局長)
坪井伸夫 (名古屋海運協会会長)
豊藏俊雄 (名古屋港長)

(委任状提出)

市川育夫 (愛知県建設部長)
鈴木昭久 (中部運輸局長)

(名古屋港管理組合出席者)

専任副管理者	近藤隆之
企画調整室長	惠飛須 朗
総務部長	河合伸和
港営部長	中山武彦
建設部長	浅野一光
企画調整室総合調整担当理事	山縣延文
企画調整室次長	尾崎弘二
企画調整室政策推進担当参事	山田和久
総務部県市政策調整担当参事	森 繁
港営部次長	前田功憲

会 議

[開会の辞]

○司会者・水野調整担当課長 定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております名古屋港管理組合企画調整室調整担当課長の水野でございます。よろしくお願いいたします。

本来ならご出席の皆様方のご紹介をさせていただくところでございますが、時間の都合もございますので、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもちましてご紹介にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際には、恐れ入りますがお名前を頂戴できましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

当専門部会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、部会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

早速でございますが、部会長からのご挨拶をもちまして、会議に入らせていただきます。

部会長、よろしくお願いいたします。

[部会長あいさつ]

○黒田部会長 皆様、おはようございます。今年の冬は近年になく寒いと言われておりまして、名古屋は雪が少ないだけまだほかの町と比べるとましでございますが、私の経験だと5年に1回ぐらいは寒い冬ではないかと思えます。早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございました。

ただいまから名古屋港審議会専門部会を開会させていただきます。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、例年のことでございますが、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。よろしくご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、早速でございますが会議に入らせていただきます。

初めに、管理者からご挨拶をお願いいたします。

[管理者あいさつ]

○近藤専任副管理者 おはようございます。名古屋港管理組合副管理者の近藤でございます。

本日は、委員の皆様方には、年初めの大変お忙しい中、審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから名古屋港に対しまして各段のご支援を賜っておりますこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、名古屋港でございますが、昨年平成 28 年につきましては、総取扱貨物量が前年より若干減少はしましたが、約 1 億 9,100 万トンということで 15 年連続の日本一ということになっております。また、外貿取扱コンテナにつきましても 248 万 TEU ということで、一昨年よりわずかに 1 万 TEU ほど増えましたが、これはやはり例年どおり東京、横浜に次いで全国第 3 位ということでございます。これは、この地域の自動車産業、航空宇宙産業、工作機械といったものづくりを支えている名古屋港の一つの証ではないかと自負をしております。

ただ、昨今の世界情勢を見てみますと、イギリスの EU 離脱とか、また、この 20 日にアメリカではトランプさんが大統領に就任されましたが、TPP は取りやめ、NAFTA を見直すというお話もございまして、今後世界の貿易状況がどうなっていくのか、やや不透明なところもございまして心配はしているところですが、名古屋港といたしましては、引き続きこの地域のものづくりをしっかりと支えていけるような、そして荷主さんには名古屋港をしっかりと使っていただき、船社さんには名古屋港にしっかりと寄っていただけるような港の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様方の各段のご支援をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日諮問させていただきますのは、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。港湾環境整備負担金対象工事の指定につきましては、平成 28 年度の負担金の対象となる港湾工事等を指定させていただくものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○黒田部会長 ありがとうございます。

ということで、ご発言を聞いて、ちょっとトランプさんのことを忘れていたなど

いう、ちょっと朝から思い出してしまいました。

ちょっとついでに雑談ですが。アメリカみたいに今まで貿易の利益を最大限に生かしていた国の大統領が、全く貿易の意味がわからない方になるというのも非常に不思議なことですが、今回の大統領選で対立候補になっていたヒラリーさんのご主人、クリントンさんも私に言わせるとあまり貿易の意味をわかっていない方です。彼が大統領のとき、覚えていらっしゃる方もいると思いますが、日本たたきというのがすさまじくて、とにかく日本はアメリカに輸出するのやめろといって大騒ぎをしていたわけですが。それでも何とか日本はここまでやってきましたし、トランプさんも多分周りに少しは賢い方がいらっしゃいますから、少し貿易の意味がわかっていただけようになれば、それほど大きなショックは受けずに済むかなと個人的には期待しております。

ということで、ちょっと1月からとんでもないお話をしておりますが。

[委員出席状況報告]

- 黒田部会長　それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況についてご報告をお願いいたします。
- 事務局・水野調整担当課長　ご報告いたします。

本日は、委員総数 13 名のうち、本日ご出席いただいております委員 11 名、委任状をいただいております委員 2 名でございますので、合計 13 名の委員がご出席となります。

したがいまして、名古屋港審議会条例第 7 条第 2 項に定めております委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

- 黒田部会長　ありがとうございました。

ということで、定足数に達しておりますので会議を始めさせていただきます。

[会議録署名者の指名]

- 黒田部会長　本日の会議録署名者でございますけれども、豊藏俊雄委員と後藤正三委員のお二人を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[審議]

- 黒田部会長　それでは、審議に入らせていただきます。

「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」、説明をお願いいたします。

- 中山港営部長　名古屋港管理組合港営部長の中山でございます。

私から、港湾環境整備負担金対象工事の指定についてご説明させていただきます。

お手元に白い冊子、A4 縦のものですけれども、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」をお配りしております。その紹介は後ほどにさせていただきます。お手元にもう 1 冊配付させていただいておりますカラー刷りになります、これも A4 縦のものですけれども、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（説明資料）」に、負担金制度の概要なども含めてわかりやすく取りまとめたございます。これに沿ってご説明させていただきます。また、資料と同じ内容のものを前面スクリーンにて放映しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、失礼して着席して説明させていただきます。

初めに、港湾環境整備負担金制度の概要についてご説明いたします。

まず、制度の趣旨です。

港湾は、流通や生産の場として多様な活動が行われ、重要な役割を果たしているところですが、他の地域と比較して事業活動の集積が著しく、その結果、環境問題が発生しやすい状況にあり、環境の整備・保全が特に必要な状況にあります。

港湾の環境整備・保全のために港湾管理者が行う事業の効果は、港湾で事業活動を営んでいる事業者にも及ぶことになります。そのため、港湾で事業活動を営む事業者にも港湾の環境整備・保全の費用の一部の負担を求めることは、社会的衡平の観点から見て、費用負担の適正化が図られるとの趣旨から、港湾法に本制度が設けられたものです。

港湾環境整備負担金の対象となる工事は、港湾管理者が施行いたします 3 種類の工事です。まず、緑地などの港湾環境整備施設の建設または改良の工事、除草などの港湾環境整備施設の維持の工事、最後に港湾における漂流物の除去などの工事です。このうち、港湾管理者が指定し告示したものが負担金の対象工事となります。

負担対象となる事業者は、負担対象工事の完了した日、毎年 3 月 31 日でございますが、負担区域にある工場または事業場の水面を含む敷地の面積の合計が 1 万平方メートル以上の事業者の方々です。なお、負担対象事業者は、工場、事業場の土地所有者ではなく、現に事業を営んでいる事業者となります。

負担区域は、負担対象事業者及びその負担額を決定する場合に基準となる区域を言います。負担区域は工事の種類によって区分され、建設・改良の工事及び維持工事は臨港地区、漂流物の除去などの工事は臨港地区と港湾区域を合わせたものとな

っています。

次に負担金の計算ですけれども、負担対象工事費に負担割合を乗じ、負担区域全体の工場・事業場敷地面積などに対する各事業場の敷地面積などの割合を乗じて算定いたします。

負担割合は、負担対象工事に要した費用のうち事業者の方々にご負担いただく割合のことで、2分の1を基本とし、工事の種類や規模などを考慮して港湾管理者が定めています。

負担金の額は負担対象工事の種類によって負担区域が異なるため、工事の種類ごとに算出いたします。

負担金の徴収手続は、対象工事の完了後、事業場敷地面積の届出により事業場面積の集計や負担対象工事を選定し、ブロック別代表者様の皆様へご説明をさせていただいております。その後、港湾法に基づき名古屋港審議会の意見聴取を経て、負担対象工事の指定の告示、負担対象事業者の方々への負担金額の確定通知、そして負担金の納付という流れになっております。

以上が港湾環境整備負担金制度の説明となります。

それでは、本年度の負担対象工事の指定（案）についてご説明させていただきます。

まず、港湾環境整備施設の建設または改良の工事です。

当該工事は、昨年度末までに工事が完了したものについて指定するものです。本年度は、中川運河（堀止）緑地用地造成工事、楠南広場改修工事、そして新舞子マリンパーク整備工事及び臨港緑地整備工事の4件を予定しております。

詳細でございますが、まず中川運河（堀止）緑地用地造成工事は、中川運河の堀止地区におきまして、平成29年度の一部供用を目指し、約1.1ヘクタールの緑地を整備するものとして施行したもので、主な内容といたしましては、堀止西側の用地を造成したものでございます。

次に、楠南広場改修工事は、楠南広場におきまして防球ネット設置などの改修を行ったものでございます。

次に、新舞子マリンパーク整備工事は、新舞子マリンパーク駐車場におきましてカーゲート及び料金精算機を設置したものでございます。

最後に、臨港緑地整備工事は、港内の臨港緑地、中川口緑地、船見緑地、新宝緑地、楠広場、木場南広場、東浜中央緑地、富浜緑地、楠南広場の合計8緑地におい

て看板を設置したものでございます。

これらの工事に要した費用は、中川運河（堀止）緑地用地造成工事が 6,180 万円、楠南広場改修工事が 3,343 万 3,000 円、新舞子マリンパーク整備工事が 2,274 万 2,000 円、臨港緑地整備工事が 443 万 5,000 円、合わせて 1 億 2,241 万円となっております。

負担対象工事に要した費用のうち事業者の方々にご負担いただく負担割合は、それぞれ緑地の性質を考慮し、中川運河（堀止）緑地用地造成工事では、都市機能と連携し一般市民の利用が多く見込まれる緑地に係る工事のため 16 分の 1 を、楠南広場改修工事及び新舞子マリンパーク整備工事では、周辺住民の受益が多く見込まれる緑地に係る工事のため 8 分の 1 を、臨港緑地整備工事では、看板を設置した 8 カ所の緑地の造成時に適用した負担割合をまとめて 2 分の 1 としております。負担区域は、臨港地区となります。

続きまして、港湾環境整備施設の維持の工事です。

これは、名古屋港内の既に整備した臨港緑地や緩衝緑地において除草、清掃、付属施設の修繕などを行うもので、昨年度実施したこれらの維持工事について指定するものです。

これらの維持工事に要した費用は 1 億 9,953 万 4,000 円で、負担割合は 2 分の 1、負担区域は臨港地区となります。

次に、港湾における漂流物の除去などの工事でございます。

これは、港湾区域である水域において大型漂流物の除去などを行うもので、昨年度実施した工事について指定するものです。

これらの漂流物除去などのための工事に要した費用は 3,042 万 3,000 円で、負担割合は 2 分の 1、負担区域は臨港地区及び港湾区域となります。

参考として、港湾環境整備負担金徴収予定額は、表の一番下、右から二つ目に赤く枠囲みして記載しております 1 億 39 万 7,000 円で、1 平方メートル当たりの負担金額は、その右の欄の 3 円 63 銭となるものでございます。

なお、この案につきましては、去る 10 月 4 日に、負担事業者の代表の方々にご理解とご協力をいただくため、ご説明させていただいております。

港湾環境整備負担金の概要については以上でございますが、お手元に配付しております白い冊子「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」についてご説明させていただきます。

まず、港湾環境整備負担金対象工事の指定についての表紙をめくっていただきますと、1ページ目に、負担対象工事の指定の趣旨について掲載しております。

港湾法及び名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、平成28年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事を定めるものでございます。

次に、2ページ、3ページには、先ほどご説明いたしました負担対象工事の概要などの内容について一表にまとめたものを、4ページには緑地整備箇所図を掲載しております。

以上をもちまして、港湾環境整備負担金対象工事の指定について、概要説明を終わらせていただきます。

○黒田部会長　ご説明ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました港湾環境整備負担金の件につきまして、ご質問またはご意見がありましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

○小和田委員　小和田です。

ご提案のといたしますか、この諮問されました内容については、私は異議ありません。

いい機会ですので、一つかねて疑問とかどういうことになっているのかとと思っていることがありますので、お尋ねしたいと思います。

それは、港湾環境整備負担金制度の中で、例えば緑地を整備するような場合、これは名古屋港管理組合が公的に緑地を整備して、その金額の一部を負担区域内に存在する企業からお金をいただくという制度なわけですけれども、他方、個々の企業は、企業によっていろいろでしょうけれども、自らの費用で自らの敷地内にいろいろな意味で緑地などの整備をしているという実態があるわけでございます。

そういった自主的に企業が緑地整備などを自ら行っているような場合に、他方名古屋港管理組合が実施する緑地事業についてはこの負担金制度である種の負担をされるわけですけれども、その港湾環境整備負担金の負担を企業がする場合に、自ら緑地を整備しているという事実が、何か恩典というか、減免などの要素が加味されるのかどうか。その辺についてちょっと教えてもらえればと思います。

○黒田部会長　事務局、お願いいたします。

○中山港営部長　小和田委員よりご質問いただきました、自社敷地内の緑地につきましては、この港湾環境整備負担金制度の趣旨に合致し港湾の環境整備にご協力いただいている観点で、負担金の減免措置をとらせていただいております。

具体的には、負担金の対象となる工場または事業場の敷地面積に対して5パーセント以上の緑地を整備されている事業者の方々に、当該緑地面積に応じて負担金額の軽減を行っております。

ちなみに、この港湾環境整備負担金の対象事業者は230者ほどございますけれども、この緑地の減免制度に該当している者は約半数の112者になってございます。

以上でございます。

○黒田部会長 よろしゅうございますでしょうか。

○小和田委員 はい。

○黒田部会長 特に緑化協定みたいなものを結んでいるわけではないわけですね。

○中山港営部長 はい。

○黒田部会長 自主的に、そういう制度を前提に整備していただいていると。

ほか、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○黒田部会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見等も出尽くしたようでございますので、本件につきましては管理者の諮問案を適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは、原案のとおり答申することに決定させていただきます。

以上をもちまして、審議は終了いたしました。

会議の終了に当たりまして、管理者からまたご挨拶をお願いいたします。

〔管理者あいさつ〕

○近藤専任副管理者 会議の終了に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、本日は答申を原案どおりお認めをいただきまして、まことにありがとうございました。

今後とも、名古屋港はこの地域のものづくりを支える港として整備を進めるとともに、環境にも配慮した港として引き続き整備を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

[部会長閉会あいさつ]

○黒田部会長 ありがとうございました。

会議の終了に当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、熱心なご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

皆様のご協力によりまして適切な答申ができますことを心からお礼申し上げたいと思いますが、本日の案件にもございましたが、実は今年の4月に正式にレゴランドが金城ふ頭にオープンが予定されておりました、そのほかに国際展示場なんかの再開発も予定されているんですが、結局そういう関係で港湾が物流だけではなくて、もう少しレジャーというんですか観光等にもっと活用できるような状態になりつつありますので、地元のいろんな会議で中川運河をもっと活性化させてほしいというご意見をいろいろ、重ね重ね頂戴しております。

ですから、今日の議案にもありますが、堀止を公園化するというのも非常にいい企画ですけど、恐らく近いうちにあの辺を周遊するような観光船ですとか、あとはいろいろ港内を少し巡回するバスみたいなものも企画されておりますので、名古屋港も少し将来的にイメージが変わってくる、あるいは少し変えていかなければいけないという時期にも差しかかっておりますので、委員の皆様方におかれましては、何かよいお知恵等ございましたら、また事務局等に教えていただきまして反映させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これもちまして名古屋港審議会専門部会を閉会させていただきます。

ご協力どうもありがとうございました。

○司会者・水野調整担当課長 これもちまして名古屋港審議会専門部会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議録署名者 部 会 長 黒 田 達 朗

委 員 豊 藏 俊 雄

委 員 後 藤 正 三